主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

原審の確定した事実関係のもとでは、所論のような権利の乱用があるとは認め難 く、論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

| 重 | 勝 | 谷 | 小 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|--------|
| 郎 | 八 | 田 | 藤 | 裁判官    |
| 助 | 大 | 村 | 河 | 裁判官    |
| _ | 健 | 野 | 奥 | 裁判官    |